

高松市入札監視委員会条例施行規則（平成24年高松市規則第64号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市入札監視委員会条例（平成24年高松市条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（高松市入札監視委員会の調査審議の対象とするもの）

第2条 条例第2条の規則で定める金額は、130万円とする。

2 条例第2条の規則で定めるものは、次に掲げるものであって、財政局契約監理課においてその入札の事務を執行するものとする。

- （1） 建設工事に係る設計コンサルタント
- （2） 建設工事に係る測量コンサルタント
- （3） 建設工事用資材の製造

（庶務）

第3条 条例第8条の規則で定める組織は、財政局契約監理課とする。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。